

## 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成26年度)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

※ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

### ポイント

平成26年度（H26.4.1～H27.3.31）に分割納付特例を適用して解散する厚年基金（自主解散型および清算型）および清算未了特定基金型納付計画を承認された基金について、分割納付する額に係る利率が公表※されましたのでご案内します。

分割納付に係る利率 **0.63%**

※ 平成26年4月15日厚生労働省告示第210号（自主解散型加算金利率）、同211号（清算型加算金利率）、同212号（清算未了特定基金型加算金利率）

### 分割納付に係る利率

✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。

- ①毎年4月の10年国債応募者利回り（平成26年度は0.634%）
- ②前年度の10年国債応募者利回りの平均（平成26年度は0.692%）

以上



三菱UFJ信託銀行

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。